

海田町事業継続応援金(第2弾)

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、経済活動へ影響を受けている事業者に対し応援金を給付します。



引き続き、感染防止対策にご協力をお願いいたします。

■ 支援額

1事業主当たり

5万円

申請手続きについて (対象者については裏面をご確認ください)

申請受付期間 **令和3年9月13日(月)～11月30日(火)**

申請方法 **郵送、WEB、窓口にて申請**

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、可能な限り郵送またはWEBにて申請をお願いします。

必要書類

- ①海田町事業継続応援金(第2弾)給付申請書兼誓約書
- ②申告書(比較年同月と比較が困難な場合のみ)③令和2年分の確定申告書第一表の写し
- ④対象月と比較年同月の売上高の証明になる書類⑤振込先口座の通帳の写し
- ⑥謄本の写し(法人のみ)⑦開業届の写し、本人確認書類の写し(個人事業主のみ)

一定の条件により一部の書類を省略することができます。

詳しくは海田町ホームページにてご確認ください。

(<https://www.town.kaita.lg.jp/site/covid19-joho-kaita/121653.html>)



お問い合わせ

海田町 魅力づくり推進課 ☎082-823-9234
8時30分から17時15分まで(土、日、祝は除く)

事業者のみなさまへ

海田町事業継続応援金(第2弾)

を給付します。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、経済活動へ影響を受けている中小企業者若しくは小規模企業者(以下、「中小企業者等」)又は個人事業主のうち、給付対象者に対して、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える「海田町事業継続応援金」(第2弾)を給付します。

◆どの事業者が対象者になりますか？

- ① 町内に事業所を有する中小企業者等及び本業(事業収入が全収入の半分以上を超えていること)として町内で事業を営む個人事業主であること。
- ② 感染症の影響で令和3年5月から9月までのいずれかの月の売上高が令和元年又は令和2年同月に比べて20%以上減少していること。
- ③ 今後も海田町内にて事業継続の意思があること。
- ④ 町税(令和3年3月末納期までのものに限る)を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団等に関与していないこと。
- ⑥ 令和2年12月31日までに事業を開始していること。

◆どうやったら支給されるのですか？

必要書類を用意していただき、海田町役場 魅力づくり推進課まで申請してください。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、可能な限り郵送又はWEBでの申請をお願いします。

◆金額はいくらですか？

対象事業主一人あたり **5万円** です。

くわしくは海田町
ホームページにて
ご確認ください。



◆申請書はどこで手に入りますか？

海田町ホームページ (<https://www.town.kaita.lg.jp>) にてダウンロードしていただくか、
役場1階 ロビー、3階 魅力づくり推進課または 広島安芸商工会 の窓口でも配布をしています。

◆申請受付期間はいつまでですか？

令和3年11月30日(【郵送】当日消印有効、【WEB】23:59、【窓口】17:15) までです。

◆給付はいつごろになりますか？

原則、申請からおおむね2週間程度を予定しております。しかし、スケジュールどおりに給付ができない可能性もありますので、ご了承ください。

申請先・申請書配布窓口・お問い合わせ
海田町魅力づくり推進課(海田町役場3階)
☎082-823-9234
〒736-8601 安芸郡海田町上市14-18

申請書配布窓口
広島安芸商工会
〒736-0052
安芸郡海田町南つくも町5番15号